留学生の皆さんへ

愛媛大学学生国際交流事業会

(AINECS)事務局

**AINECS「連帯保証人申請」手続き方法**

１．利用する際は、下記の資格に当てはまるか確認して下さい。

（１）愛媛大学に学生（学部・修士・博士・研究生）として在籍していること。

（２）在留資格が「留学」であること。（留学生住宅総合補償の加入資格要件です。）

２．利用条件があります。下記条件を確認して下さい。

（１）（公財）日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」に加入すること。

（２）契約期間中は、愛媛大学学生国際交流協力事業会の指示に従うこと。

３．手続きの流れと方法

（場合により以下の手順と異なる場合があります。その際は事務局の指示に従ってください。）

（１）不動産屋で希望物件を決めます。

（２）AINECS事務局へメールまたは国際連携課（城北キャンパス、愛大ミューズ２Ｆ）へ来て、連帯保証人制度を利用したい旨申し出ます。

「利用申請書」「誓約書」「覚書」をメールで送るので、よく読んで記入します。

　　　　メールまたは持参で３つの書類を提出して下さい。

　　　　Email: kokuryu@stu.ehime-u.ac.jp

（３）メールで保険料の払込票を送るので、コンビニで支払って下さい。

　　　（基本的にはセブンイレブンで利用する払込票です。近くにない場合は申し出て下さい。）

支払いを終えたら、「ｲﾝﾀｰﾈｯﾄｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞ払込領収書」（お客様控）の写真をとってメールまたは原本を国際連携課へ持参して下さい。

　　　保険料は以下の通りです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補償期間 | １年間 | ２年間 | ６ヶ月（延長）※ |
| 保険料等負担金 | 4,000円 | 8,000円 | 2,000円 |

　　　※既加入者のみ選択することができます。

（４）事務局から不動産屋もしくは大家さんへ連帯保証人制度について説明後、「連帯保証契約書」を郵送するので、甲賃貸人の欄に記載してもらい、本人は乙賃借人の欄に署名、押印（またはサイン）します。

　　※不動産屋さんまたは大家さんからは「賃貸借契約書」への署名、押印が求められます。契約期間、自動更新かどうか、退去時の費用、退去希望の何ヶ月前までに知らせる必要があるか、などの条件をよく確認して署名、押印しましょう。AINECSも保証人の欄に、署名、押印します。

（５）手続きが完了したらメールで連絡しますので、国際連携課に来て下さい。

「留学生住宅総合補償加入者控」と保険料の半額補助金をお渡しします。

　　　※保険料の半額補助は初回契約時のみです。

**【注意事項】**

■この制度を利用した場合で，卒業・退学等で学籍を離れても同じアパートに住み続ける時は，

　　連帯保証人を変更し，火災保険にも加入しなければなりません。

■契約したときの書類は、退去するまで大切に保管してください。

■次の場合は、必ず愛媛大学学生国際交流協力事業会に連絡してください。

　　　１．卒業・修了、退学、転学により、愛媛大学の留学生としての身分を失ったとき。

　　　　　もしくは、留学生としての身分を失うと分かったとき。

　　　２．「留学生住宅総合補償」の補償期間が切れるとき。

（事務局からも延長の連絡をします。かならず延長期間を返信して下さい。）

　　　３．賃貸借契約を更新・解約するとき。転居するとき。

（転居するときは、新しい不動産会社もしくは大家さんにこの保証人制度の説明をして、契約し直す必要があるため、必ず申し出て下さい。）

　　　４．下記の事故があった場合。

　　　　（例１）火事、水漏れ、ガス爆発等で、貸主や階下住人から損害賠償請求された。

　　　　（例２）お店の商品を壊してしまった。

　　　　（例３）自転車を運転中、歩行者と接触してケガをさせた。

■卒業・退学等による解約時の返戻金は、原則お返しできませんのであらかじめご了承ください。

【問い合わせ】

愛媛大学学生国際交流協力事業会（AINECS）事務局

（愛媛大学国際連携課内）

〒790-8577　愛媛県松山市文京町３番

TEL: 089-927-8105　(内線 8105)

FAX: 089-927-8967

E-mail: kokuryu@stu.ehime-u.ac.jp